

## 独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程

(目的)

**第1条** この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の10第2項の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の職員（嘱託員その他の非常勤を除く。以下「職員」という。）の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

**第2条** この規程に基づく給与は、現金で支払わなければならない。

2 会務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与)

**第3条** 職員の給与は、理事長が定め、次の区分により支給する。

(1) 給料

(2) 諸手当

ア 給料の特別調整額

イ 給料の業務調整額

ウ 扶養手当

エ 地域手当

オ 広域異動手当

カ 通勤手当

キ 単身赴任手当

ク 住居手当

ケ 超過勤務手当

コ 休日給

サ 期末手当

シ 勤勉手当

ス 寒冷地手当

(給料)

**第4条** 給料表は、別表第1に定めるところによる。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるところによる。

(昇給)

**第5条** 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前において1月1日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 第1項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、

同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（その職務の級が7級以上である職員にあっては、3号俸）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（その職務の級が7級以上である職員にあっては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各号に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（昇格）

**第6条** 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、別に定めるところにより決定する。

（給料等の支給方法）

**第7条** 給料等の計算期間は月の1日から末日までとし、その給料等の支給日は、毎月16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 16日が日曜日又は休日にあたる時 17日
- (2) 16日が土曜日にあたる時 15日（その日が休日にあたる時は、18日）

**第8条** 新たに職員となった者には、その日から給料等を支給し、昇給及び降給等により給料等の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

（給料の特別調整額）

**第9条の1** 給料の特別調整額は、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官の職にある職員に対して支給する。

- 2 給料の特別調整額は、理事長が別に定める場合を除き、前項に規定する職員の給料月額にそれぞれ次に定める表の額とする。

| 職務の級 | 給料の特別調整額 |
|------|----------|
| 9級   | 104,200円 |
| 8級   | 94,000円  |
| 7級   | 88,500円  |
| 6級   | 83,100円  |
| 5級   | 79,300円  |

- 3 第16条及び第17条の規定は、第1項に掲げる職にある職員には適用しない。

(給料の業務調整額)

**第9条の2** 給料の業務調整額は、事務局長、課長及び上席専門官を除く事務局（東京）に在勤する職員に対して支給する。

| 職務の級 | 給料の業務調整額 |
|------|----------|
| 7級   | 41,800円  |
| 6級   | 39,200円  |
| 5級   | 37,400円  |
| 4級   | 22,100円  |
| 3級   | 17,500円  |
| 2級   | 8,800円   |
| 1級   | 7,200円   |

(扶養手当)

**第10条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下、「9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下、「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

**第11条** 新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親

族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる用件を具備するに至った者がある場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係る

ものがある 9 級以上職員が 9 級以上職員以外の職員となった場合

- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある 8 級職員が 8 級職員及び 9 級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で 9 級以上職員以外のものが 9 級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で 8 級職員及び 9 級以上職員以外のものが 8 級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にあることとなった場合

(地域手当)

**第 1 2 条** 地域手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して第 2 項で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 東京 100分の20
- (2) 札幌 100分の3

**第 1 3 条** 職員が在勤する地域若しくは事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（前条第 2 項各号に掲げる割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（前条第 2 項各号に定める割合をいい、理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは事務所が前条第 2 項各号の理事長が定める地域若しくは事務所に該当しないこととなる時は、異動等の円滑を図るため、当該職員には、当該異動等の日から 2 年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から 2 年を経過するまでの間に更に在職する地域又は事務所を異にして異動した場合その他理事

長が定める場合における当該職員に対する地域手当については、理事長の定めるところによる。

- (1) 当該異動等の日から同日以降1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合  
（広域異動手当）

**第13条の2** 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規程により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 前各号に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

**第13条の3** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）
  - (2) 第14条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各項目いずれにも該当する職員にあっては当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
    - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
    - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し、必要な事項は、理事長が定める。

(通勤手当)

**第14条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車等の用具を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自動車等を使用するこ

とを常例とする職員（交通機関等を利用し又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給期間単位の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める支給区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額。



3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合においては、1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1箇月）をいう。

（単身赴任手当）

**第14条の2** 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長の定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は

事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長の定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長の定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の各号を加算した額）とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

3 単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（給与の減額）

**第15条** 職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）又は独立行政法人北方領土問題対策協会就業規則（以下、「就業規則」という。）に定める年次休暇、特別休暇若しくは病気休暇である場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）

**第16条** 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（休日給）

**第17条** 祝日法による休日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

（端数計算）

**第18条** 第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

**第19条** 第15条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

**第20条** 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給し、その支給日は、次の表の左欄に掲げる基準日に応じて、それぞれ右欄に定める日とする。ただし、右欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第6項及び第23条第5項の規定の適用を受ける職員を除く。）についても、別に定める場合を除き、同様とする。

| 基準日   | 支給日    |
|-------|--------|
| 6月1日  | 6月30日  |
| 12月1日 | 12月10日 |

2 期末手当の額は、期末手当基準額に、6月に支給する場合においては100の130、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額（職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官（第21条第2項において「特定幹部職員」という。）に

あつては、6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
  - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基準額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 給料表別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して100分の20を超えない範囲内で次の表に定める割合を乗じて得た額(以下、「役職段階別加算」という。)、事務局長、札幌事務所長、課長又は上席専門官の職を占める職員のうち、その級が7級以上の職員にあつては、理事長が別に定める場合を除き、その額に給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額(以下、「管理職加算」という。)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

| 職務の級  | 割合      |
|-------|---------|
| 8級以上  | 100分の20 |
| 7級・6級 | 100分の15 |
| 5級・4級 | 100分の10 |
| 3級    | 100分の5  |

- 5 第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間を職員として在職した期間に算入する。
- (1) 国家公務員(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者をいう。以下同じ。)
  - (2) 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。)
  - (3) 地方公務員(期末手当及び勤勉手当の支給について、国家公務員又は公庫等職員としての在職期間を当該地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の職員をいう。以下同じ。)
- 6 職員が基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国家公務員、公庫等職員又は地方公務

員となった場合には、第1項及び第2項の規定による期末手当は支給しない。

(勤勉手当)

**第21条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務状況に応じて支給し、その支給日は、次の表の左欄に掲げる基準日に応じて、それぞれ右欄に定める日とする。ただし、右欄に定める日が日曜日に当たるときは、同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは、同欄に定める日の前日とする。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

| 基準日   | 支給日    |
|-------|--------|
| 6月1日  | 6月30日  |
| 12月1日 | 12月10日 |

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務成績に応じて100分の185（特定幹部職員にあっては、100分の225）を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

| 勤務期間          | 割合       |
|---------------|----------|
| 6箇月           | 100分の100 |
| 5箇月15日以上6箇月未満 | 100分の95  |
| 5箇月以上5箇月15日未満 | 100分の90  |
| 4箇月15日以上5箇月未満 | 100分の80  |
| 4箇月以上4箇月15日未満 | 100分の70  |
| 3箇月15日以上4箇月未満 | 100分の60  |
| 3箇月以上3箇月15日未満 | 100分の50  |
| 2箇月15日以上3箇月未満 | 100分の40  |
| 2箇月以上2箇月15日未満 | 100分の30  |
| 1箇月15日以上2箇月未満 | 100分の20  |
| 1箇月以上1箇月15日未満 | 100分の15  |

|            |         |
|------------|---------|
| 15日以上1箇月未満 | 100分の10 |
| 15日未満      | 100分の5  |
| 0          | 0       |

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「次条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前条第5項及び第6項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

(寒冷地手当)

**第22条** 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において北海道札幌市に在勤する職員に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

|   |          |              |         |
|---|----------|--------------|---------|
| 世帯等の区分  | 世帯主である職員 | 扶養親族のある職員    | 23,360円 |
|   | 職員       | その他の世帯主である職員 | 13,060円 |
|   | その他の職員   |              | 8,800円  |
| 備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって北海道札幌市に居住する扶養親族のないもののうち、職員給与規程第14条の2の規定による単身赴任手当を支給されるものを含まないものとする。 |          |              |         |

(退職者の給与)

**第23条** 職員が会務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、心身の故障のため、長期の休養を要する場合において退職にされたときは、その退職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾病にかかり、心身の故障のため、長期の休養を要する場合において退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障のため、長期の休養を要する場合において退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が刑事事件に関し起訴された場合において休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 第 2 項及び第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 20 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により理事長が定める月に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

(育児休業中の給与)

**第 24 条** 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 3 条第 3 項に規定する育児休業の承認を受けている職員には、その期間中の給与は支給しない。

2 第 20 条(期末手当)第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第 21 条(勤勉手当)第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、理事長が定めるところにより、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

5 職員が、独立行政法人北方領土問題対策協会育児休業等規程第 14 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第 15 条(給与の減額)の規定に関わらず、その勤務しない 1 時間につき、第 19 条(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

6 前 5 項に定めるもののほか、育児休業及び部分休業の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(介護休暇中の給与)

**第 25 条** 職員が、就業規則第 37 条第 1 項に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、第 19 条(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項に定めるもののほか、介護休暇の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(実施に関し必要な事項)

**第 26 条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

2 協会設立の際、北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）の職員として在職し

た者であって、引き続き協会の職員となった者は、旧協会の職員として在職した期間は、協会の職員として在職したものとみなしてこの規程を適用する。

附 則（平成15年11月1日）

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。  
（平成15年12月に支給する期末手当に関する経過措置）
- 2 第20条第2号の規定にかかわらず平成15年12月に支給する期末手当の支給割合は、100分の145（特定幹部職員にあつては100分の125）とする。  
（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 3 平成15年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第20条第2項、第3項及び第4項の規定並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当等は、支給しない。
  - (1) 平成15年4月1日において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前日までの月数を乗じて得た額
  - (2) 平成15年6月に支給した期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じた金額。  
（平成15年11月から平成16年3月までの調整手当に関する経過措置）
- 5 平成15年11月から平成16年3月に支給する調整手当については、第13条の在職期間の適用にあたっては改正前の規定を適用する。  
（平成15年11月から平成16年3月までの通勤手当に関する経過措置）
- 6 平成15年11月から平成16年3月に支給する通勤手当については、第14条の在職期間の適用に当たっては改正前の規定を適用する。

附 則（平成16年10月26日）

- 1 この規程は、平成16年10月29日から施行する。  
（寒冷地手当に関する経過措置）
- 2 改正後の職員給与規程第22条に規定する基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。以下単に「基準日」という。）において、平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き北海道札幌市に在勤する職員に対しては、基準日における改正前の職員給与規程第22条の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の職員給与規程第22条の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の職員給与規程第22条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。



|                     |         |
|---------------------|---------|
| 平成16年11月から平成17年3月まで | 6,000円  |
| 平成17年11月から平成18年3月まで | 10,000円 |
| 平成18年11月から平成19年3月まで | 14,000円 |
| 平成19年11月から平成20年3月まで | 18,000円 |
| 平成20年11月から平成21年3月まで | 22,000円 |

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第20条第2項から第5項まで、第23条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則（平成18年4月1日）

改 正（平成21年12月1日）

改 正（平成22年12月1日）

改 正（平成24年3月1日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているとき

は、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

3 切替日の前日において別表第一の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 第2項後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の給与規程及び別に定める規則に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

7 平成26年3月31日までの間、切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成21年12月1日付け附則の施行の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に第1号に定める割合に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。(職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を俸給として支給する。)

(1) 平成21年12月1日付け附則3第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

8 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第9条第2項及び第20条第4項(第21条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年4月1日施行の給与規程附則第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

9 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる

字句とする。

|        |     |     |
|--------|-----|-----|
| 第5条第2項 | 4号俸 | 3号俸 |
|        | 3号俸 | 2号俸 |
| 第5条第3項 | 4号俸 | 3号俸 |
|        | 3号俸 | 2号俸 |
|        | 2号俸 | 1号俸 |

附 則（平成19年4月1日）

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
（平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合の特例）
- 平成22年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程（以下「新規程」という。）第12条第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の14」とする。  
（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）
- 平成20年3月31日までの間においては、新規程第13条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。  
（広域異動手当に関する経過措置）
- 新規程第13条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。  
（理事長への委任）
- 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成19年11月30日）

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
（平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合の特例）
- 平成22年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第12条第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の14.5」とする。

附 則（平成20年3月12日）

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
（平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合の特例）
- 平成22年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第12条第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の

16」とする。

附 則（平成21年4月1日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（平成22年3月31日までの間における給料の特別調整額の特例）

2 平成22年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第9条第2項第2号については次表に定める表の額とする。

| 職務の級 | 給料の特別調整額 |
|------|----------|
| 7級   | 41,400円  |
| 6級   | 38,800円  |
| 5級   | 37,100円  |
| 4級   | 7,400円   |
| 3級   | 5,800円   |
| 2級   | 2,200円   |
| 1級   | 1,800円   |

（平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合の特例）

3 平成22年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第12条第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の17」とする。

附 則（平成21年6月1日）

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

（平成21年6月に支給する期末手当の特例）

2 平成21年6月に支給する期末手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第20条の第2項中「6月に支給する場合には100分の140」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の125」とし、「（職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官（第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあたっては、6月に支給する場合には100分の120）」を「（職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官（第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあたっては、6月に支給する場合には100分の110）」とする。

（平成21年6月に支給する勤勉手当の特例）

3 平成21年6月に支給する勤勉手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第21条の第2項中「100分75（特定幹部職員にあつては、100分の95）」とあるのは、「100分70（特定幹部職員にあつては、100分の85）」とする。

附 則（平成21年12月1日）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第16条第2項の規定は、

平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当の特例)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第20条の第2項中「(職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官(第21条第2項において「特定幹部職員」という。))にあたっては、12月に支給する場合においては100分の130)」を「(職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官(第21条第2項において「特定幹部職員」という。))にあたっては、12月に支給する場合においては100分の125)」とする。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の基礎額の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

| 俸給表  | 職務の級 | 号俸          |
|------|------|-------------|
| 別表第1 | 1級   | 1号俸から56号俸まで |
|      | 2級   | 1号俸から24号俸まで |
|      | 3級   | 1号俸から8号俸まで  |

- (2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(端数計算)

- 4 附則3第1号基礎額又は附則3第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成21年12月に支給する勤勉手当の特例)

- 5 平成21年12月に支給する勤勉手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第21条の第2項中「(特定幹部職員にあつては、100分の90)」とあるのは、「(特定幹部職員にあつては、100分の95)」とする。

附 則 (平成22年12月1日)

改 正 (平成27年4月1日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし附則7の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当の特例)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第20条第2項中「12月に支給する場合には100分の137.5」を「12月に支給する場合には100分の135」とし、(職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官(第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、12月に支給する場合には100分の117.5)」とあるのを「(職員のうち、事務局長、札幌事務所長、課長及び上席専門官(第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、12月に支給する場合には100分の115)」とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸が次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に該当しない職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

| 俸給表  | 職務の級 | 号俸          |
|------|------|-------------|
| 別表第1 | 1級   | 1号俸から93号俸まで |

|    |             |
|----|-------------|
| 2級 | 1号俸から64号俸まで |
| 3級 | 1号俸から48号俸まで |
| 4級 | 1号俸から32号俸まで |
| 5級 | 1号俸から24号俸まで |
| 6級 | 1号俸から16号俸まで |
| 7級 | 1号俸から4号俸まで  |

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(端数計算)

4 附則3第1号及び附則3第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当の特例)

5 平成22年12月に支給する勤勉手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第21条の第2項中「100分の67.5(特定幹部職員にあっては、100分の87.5)」を「100分の65(特定幹部職員にあっては、100分の85)」とする。

(55歳を超える職員の給与抑制措置)

6 平成30年3月31までの間、職員のうち職務の級が6級以上の者であって、その号俸がその職務の級における最低の号俸でない者。(以下「特定職員」という。)に対する給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(平成22年4月1日前に55歳に達した職員は平成22年12月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日))以後、次に掲げる相当の額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給与月額を減じた額(以下、「俸給月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)

(4) 期末手当 期末手当の基準日現在において当該職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額、第20条第4項に規定する役職段階別加算の適用を受ける職員にあつては、その者の役職段階別加算額(職員が受けるべ

き俸給月額、職員が受けるべき俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に、それぞれの職務の級に応じた加算割合を乗じて得た額)、管理職加算の適用を受ける職員にあっては、その者の管理職加算額(職員が受けるべき俸給月額に100分の20を加算した額)の合計額に、第20条第2項に規定する期末手当基準額に乗ずる割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、期末手当の基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額、第20条第4項に規定する役職段階別加算の適用を受ける職員にあっては、その者の俸給月額減額基礎額、俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に、それぞれの職務の級に応じた加算割合を乗じて得た額、管理職加算の適用を受ける職員にあっては、その者の俸給月額減額基礎額に100分の20を乗じて得た額の合計額に第20条第2項に規定する期末手当基準額に乗ずる割合を乗じて得た額。)

- (5) 勤勉手当 勤勉手当の基準日現在において当該職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額、第21条第4項に規定する役職段階別加算の適用を受ける職員にあっては、その者の役職段階別加算額(職員が受けるべき俸給月額、職員が受けるべき俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に、それぞれの職務の級に応じた加算割合を乗じて得た額)、管理職加算の適用を受ける職員にあっては、その者の管理職加算額(職員が受けるべき俸給月額に100分の20を加算した額)の合計額に、第21条第2項に規定する勤勉手当基準額に乗ずる割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当の基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額、第21条第4項に規定する役職段階別加算の適用を受ける職員にあっては、その者の俸給月額減額基礎額、俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に、それぞれの職務の級に応じた加算割合を乗じて得た額、管理職加算の適用を受ける職員にあっては、その者の俸給月額減額基礎額に100分の20を乗じて得た額の合計額に第21条第2項に規定する勤勉手当基準額に乗ずる割合を乗じて得た額。)
- (6) 給与が減ぜられて支給される特定職員についての第15条から第18条までに規定する勤務1時間あたりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達していない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額の1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- (7) 給料の特別調整額 第9条の1第2項による額に100分の1.5を乗じて得た額(そ



の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。)

(平成23年4月1日における号俸の調整について)

- 7 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級において最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した職員の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成24年3月1日）

- 1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与の臨時特例に関する事項)

- 2 独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与の臨時特例に関する事項については別に定める。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第23条第1項から第3項及び第5項、若しくは平成22年12月1日付け附則6の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸が次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に該当しない職員（平成18年4月1日付け附則7の適用を受けない職員に限る。）（以下この項において「減額改定対象職員」という。））において、減額改定対象職員が受けるべき俸給、給料の特別調整額、給料の業務調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第14条の2第2項を除く。）の月額（平成22年12月1日付け附則6の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

| 俸給表  | 職務の級 | 号俸          |
|------|------|-------------|
| 別表第1 | 1級   | 1号俸から93号俸まで |
|      | 2級   | 1号俸から76号俸まで |
|      | 3級   | 1号俸から60号俸まで |
|      | 4級   | 1号俸から44号俸まで |
|      | 5級   | 1号俸から36号俸まで |

|  |    |             |
|--|----|-------------|
|  | 6級 | 1号俸から28号俸まで |
|  | 7級 | 1号俸から16号俸まで |
|  | 8級 | 1号俸から4号俸まで  |

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(平成24年4月1日における号俸の調整について)

4 平成24年4月1日（以下「調整日」という。）において第1号から第3号のいずれかに該当する者は1号俸上位の号俸とする。第4号に該当する者は2号俸上位の号俸とする。

(1) 調整日において30歳以上36歳未満の職員（昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた職員。）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

(2) 調整日において30歳に満たない職員（昭和57年4月2日以後に生まれた職員、以下同じ。）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員

(3) 調整日において30歳に満たない職員で、その者の属する職務の級における最高号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員

(4) 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員  
附 則（平成25年4月1日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号俸の調整について)

2 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において第1号から第2号のいずれかに該当する者は1号俸上位の号俸とする。

(1) 調整日において31歳以上37歳未満の職員（昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた職員。）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員

(2) 調整日において37歳以上39歳未満の職員（昭和49年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた職員。）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則（平成26年4月1日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号俸の調整について)

2 平成26年4月1日(以下「調整日」という。)において第1号から第3号のいずれかに該当する者は1号俸上位の号俸とする。

(1) 調整日において38歳に満たない職員(昭和51年4月2日以後に生まれた職員。)のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員

(2) 調整日において38歳以上40歳未満の職員(昭和49年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた職員。)のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

(3) 調整日において40歳以上45歳未満の職員(昭和44年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた職員。)のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則 (平成26年12月1日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年1月1日)

1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

2 平成27年3月31日までの間における給与規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

3 平成27年3月31日までの間における給与規程第5条第3項の規定の適用については、同項中「2号俸」とあるのは「1号俸」とする。

附 則 (平成27年4月1日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 平成27年4月1日(以下、「切替日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料が同日において受けていた給料に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料のほか、その差額に相当する額(職務の級が6級以上である者(以下この附則において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

(人事交流等職員の給料の経過措置)

3 人事交流等職員(国家公務員やこれに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることになった者をいう。)であって、その者の受ける給料がその者の切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料に相当する額に達しないこととなるものには、平成30年3月31

日までの間、給料のほか、その差額に相当する額（特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

（広域異動手当に関する特例）

- 4 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

切替日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則（平成28年2月1日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし附則2の規定は、平成28年2月1日から施行し、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第4条に定める別表第1、附則3、附則4及び附則5の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程による給与の内払とみなす。

（平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合の特例）

- 3 平成28年3月31日までの間に独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第12条第2項第1号中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」とする。

（平成27年12月に支給する勤勉手当の特例）

- 4 平成27年12月に支給する勤勉手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会給与規程第21条第2項中「100分の160（特定幹部職員にあっては、100分の200）」とあるのは「100分の170（特定幹部職員にあっては、100分の210）」、「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とする。

（平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

- 5 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第14条の2第2項中「単身赴任手当の月額は、30,000円」とあるのは「単身赴任手当の月額は、26,000円」とする。

附 則（平成28年12月1日）

1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
（給与の内払）

2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年4月1日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至っ

た場合（第1号に該当する場合を除く。）と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」とする。

（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養

親族」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「8級職員」とあるのは「8级以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から行9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶

養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「8級職員が8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員が8級以上職員」と、同項第6号中「8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員」と、「が8級職員」とあるのは「が8級以上職員」とする。

附 則（平成29年12月21日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則2の規定は、平成30年1月1日から施行し、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第4条に定める別表第1、附則3、附則4の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程による給与の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における給料の業務調整額の特例）

- 3 平成30年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第9条の2については、次表に定める表の額とする。

| 職務の級 | 給料の業務調整額 |
|------|----------|
| 7級   | 41,800円  |
| 6級   | 39,200円  |
| 5級   | 37,400円  |
| 4級   | 21,200円  |
| 3級   | 16,900円  |
| 2級   | 8,300円   |
| 1級   | 6,900円   |

（平成29年12月に支給する勤勉手当の特例）

- 4 平成29年12月に支給する勤勉手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程第21条第2項中「100分の180（特定幹部職員にあっては、100分の220）」とあるのは「100分の190（特定幹部職員にあっては、100分の230）」、「100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」とあるのは「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とする。

（平成30年4月1日における号俸の調整について）



5 平成30年4月1日（以下「調整日」という。）において、第1号に該当する者は1号俸上位の号俸とする。

(1) 調整日において37歳に満たない職員（昭和56年4月2日以後に生まれた職員）のうち、平成27年昇給等抑制職員

附 則（平成30年11月30日）

1 この規程は、平成30年12月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。  
（給与の内払）

2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年4月1日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則別表第 1

| 旧級   | 新級   |
|------|------|
| 1 級  | 1 級  |
| 2 級  |      |
| 3 級  | 2 級  |
| 4 級  | 3 級  |
| 5 級  |      |
| 6 級  | 4 級  |
| 7 級  | 5 級  |
| 8 級  | 6 級  |
| 9 級  | 7 級  |
| 10 級 | 8 級  |
| 11 級 | 9 級  |
|      | 10 級 |

附則別表第2

| 旧号俸       | 旧級<br>経過期間 | 1級 | 2級   | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|-----------|------------|----|------|----|----|----|----|----|----|----|-----|
|           |            | 1  | 3月未満 |    |    | 1  | 1  | 5  | 1  | 1  | 1   |
| 3月以上6月未満  |            |    |      | 2  | 1  | 6  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 6月以上9月未満  |            |    |      | 3  | 1  | 7  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 9月以上12月未満 |            |    |      | 4  | 1  | 8  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 12月以上     |            |    |      | 5  | 1  | 9  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 2         | 3月未満       | 1  | 25   | 5  | 1  | 9  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
|           | 3月以上6月未満   | 2  | 26   | 6  | 2  | 10 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
|           | 6月以上9月未満   | 3  | 27   | 7  | 3  | 11 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
|           | 9月以上12月未満  | 4  | 28   | 8  | 4  | 12 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
|           | 12月以上      | 5  | 29   | 9  | 5  | 13 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 3         | 3月未満       | 5  | 29   | 9  | 5  | 13 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
|           | 3月以上6月未満   | 6  | 30   | 10 | 6  | 14 | 2  | 1  | 1  | 1  | 1   |
|           | 6月以上9月未満   | 7  | 31   | 11 | 7  | 15 | 3  | 1  | 1  | 1  | 1   |
|           | 9月以上12月未満  | 8  | 32   | 12 | 8  | 16 | 4  | 1  | 1  | 1  | 1   |
|           | 12月以上      | 9  | 33   | 13 | 9  | 17 | 5  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 4         | 3月未満       | 9  | 33   | 13 | 9  | 17 | 5  | 1  | 1  | 1  | 1   |
|           | 3月以上6月未満   | 10 | 34   | 14 | 10 | 18 | 6  | 2  | 1  | 1  | 1   |
|           | 6月以上9月未満   | 11 | 35   | 15 | 11 | 19 | 7  | 3  | 1  | 1  | 1   |
|           | 9月以上12月未満  | 12 | 36   | 16 | 12 | 20 | 8  | 4  | 1  | 1  | 1   |
|           | 12月以上      | 13 | 37   | 17 | 13 | 21 | 9  | 5  | 1  | 1  | 1   |
| 5         | 3月未満       | 13 | 37   | 17 | 13 | 21 | 9  | 5  | 1  | 1  | 1   |
|           | 3月以上6月未満   | 14 | 38   | 18 | 14 | 22 | 10 | 6  | 2  | 1  | 1   |
|           | 6月以上9月未満   | 15 | 39   | 19 | 15 | 23 | 11 | 7  | 3  | 1  | 1   |
|           | 9月以上12月未満  | 16 | 40   | 20 | 16 | 24 | 12 | 8  | 4  | 1  | 1   |
|           | 12月以上      | 17 | 41   | 21 | 17 | 25 | 13 | 9  | 5  | 1  | 1   |
| 6         | 3月未満       | 17 | 41   | 21 | 17 | 25 | 13 | 9  | 5  | 1  | 1   |
|           | 3月以上6月未満   | 18 | 42   | 22 | 18 | 26 | 14 | 10 | 6  | 2  | 1   |
|           | 6月以上9月未満   | 19 | 43   | 23 | 19 | 27 | 15 | 11 | 7  | 3  | 1   |
|           | 9月以上12月未満  | 20 | 44   | 24 | 20 | 28 | 16 | 12 | 8  | 4  | 1   |
|           | 12月以上      | 21 | 45   | 25 | 21 | 29 | 17 | 13 | 9  | 5  | 1   |
| 7         | 3月未満       | 21 | 45   | 25 | 21 | 29 | 17 | 13 | 9  | 5  | 1   |
|           | 3月以上6月未満   | 22 | 46   | 26 | 22 | 30 | 18 | 14 | 10 | 6  | 2   |
|           | 6月以上9月未満   | 23 | 47   | 27 | 23 | 31 | 19 | 15 | 11 | 7  | 3   |
|           | 9月以上12月未満  | 24 | 48   | 28 | 24 | 32 | 20 | 16 | 12 | 8  | 4   |
|           | 12月以上      | 25 | 49   | 29 | 25 | 33 | 21 | 17 | 13 | 9  | 5   |
| 8         | 3月未満       | 25 | 49   | 29 | 25 | 33 | 21 | 17 | 13 | 9  | 5   |
|           | 3月以上6月未満   | 26 | 50   | 30 | 26 | 34 | 22 | 18 | 14 | 10 | 6   |
|           | 6月以上9月未満   | 27 | 51   | 31 | 27 | 35 | 23 | 19 | 15 | 11 | 7   |
|           | 9月以上12月未満  | 28 | 52   | 32 | 28 | 36 | 24 | 20 | 16 | 12 | 8   |
|           | 12月以上      | 29 | 53   | 33 | 29 | 37 | 25 | 21 | 17 | 13 | 9   |
| 9         | 3月未満       | 29 | 53   | 33 | 29 | 37 | 25 | 21 | 17 | 13 | 9   |
|           | 3月以上6月未満   | 29 | 54   | 34 | 30 | 38 | 26 | 22 | 18 | 14 | 10  |
|           | 6月以上9月未満   | 30 | 55   | 35 | 31 | 39 | 27 | 23 | 19 | 15 | 11  |
|           | 9月以上12月未満  | 30 | 56   | 36 | 32 | 40 | 28 | 24 | 20 | 16 | 12  |
|           | 12月以上      | 31 | 57   | 37 | 33 | 41 | 29 | 25 | 21 | 17 | 13  |
| 10        | 3月未満       | 31 | 57   | 37 | 33 | 41 | 29 | 25 | 21 | 17 | 13  |
|           | 3月以上6月未満   | 31 | 58   | 38 | 34 | 42 | 30 | 26 | 22 | 18 | 14  |
|           | 6月以上9月未満   | 32 | 59   | 39 | 35 | 43 | 31 | 27 | 23 | 19 | 15  |
|           | 9月以上12月未満  | 32 | 60   | 40 | 36 | 44 | 32 | 28 | 24 | 20 | 16  |
|           | 12月以上      | 33 | 61   | 41 | 37 | 45 | 33 | 29 | 25 | 21 | 17  |

|    |           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 11 | 3月未滿      | 33 | 61 | 41 | 37 | 45 | 33 | 29 | 25 | 21 | 17 |
|    | 3月以上6月未滿  | 33 | 62 | 42 | 38 | 46 | 34 | 30 | 26 | 22 | 18 |
|    | 6月以上9月未滿  | 33 | 63 | 43 | 39 | 47 | 35 | 31 | 27 | 23 | 19 |
|    | 9月以上12月未滿 | 34 | 64 | 44 | 40 | 48 | 36 | 32 | 28 | 24 | 20 |
|    | 12月以上     | 34 | 65 | 45 | 41 | 49 | 37 | 33 | 29 | 25 | 21 |
| 12 | 3月未滿      | 34 | 65 | 45 | 41 | 49 | 37 | 33 | 29 | 25 | 21 |
|    | 3月以上6月未滿  | 34 | 66 | 46 | 42 | 50 | 38 | 34 | 30 | 26 | 22 |
|    | 6月以上9月未滿  | 35 | 67 | 47 | 43 | 51 | 39 | 35 | 31 | 27 | 23 |
|    | 9月以上12月未滿 | 35 | 68 | 48 | 44 | 52 | 40 | 36 | 32 | 28 | 24 |
|    | 12月以上     | 35 | 69 | 49 | 45 | 53 | 41 | 37 | 33 | 29 | 25 |
| 13 | 3月未滿      | 35 | 69 | 49 | 45 | 53 | 41 | 37 | 33 | 29 | 25 |
|    | 3月以上6月未滿  | 36 | 70 | 50 | 46 | 54 | 42 | 38 | 34 | 30 | 26 |
|    | 6月以上9月未滿  | 36 | 71 | 51 | 47 | 55 | 43 | 39 | 35 | 31 | 27 |
|    | 9月以上12月未滿 | 36 | 72 | 52 | 48 | 56 | 44 | 40 | 36 | 32 | 28 |
|    | 12月以上     | 37 | 73 | 53 | 49 | 57 | 45 | 41 | 37 | 33 | 29 |
| 14 | 3月未滿      | 37 | 73 | 53 | 49 | 57 | 45 | 41 | 37 | 33 | 29 |
|    | 3月以上6月未滿  | 37 | 74 | 54 | 49 | 58 | 46 | 42 | 38 | 34 | 30 |
|    | 6月以上9月未滿  | 37 | 75 | 55 | 50 | 59 | 47 | 43 | 39 | 35 | 31 |
|    | 9月以上12月未滿 | 37 | 76 | 56 | 50 | 60 | 48 | 44 | 40 | 36 | 32 |
|    | 12月以上     | 38 | 77 | 57 | 51 | 61 | 49 | 45 | 41 | 37 | 33 |
| 15 | 3月未滿      | 38 | 77 | 57 | 51 | 61 | 49 | 45 | 41 | 37 | 33 |
|    | 3月以上6月未滿  | 38 | 78 | 58 | 51 | 62 | 50 | 46 | 42 | 38 | 34 |
|    | 6月以上9月未滿  | 38 | 79 | 59 | 52 | 63 | 51 | 47 | 43 | 39 | 35 |
|    | 9月以上12月未滿 | 38 | 80 | 60 | 52 | 64 | 52 | 48 | 44 | 40 | 36 |
|    | 12月以上     | 39 | 81 | 61 | 53 | 65 | 53 | 49 | 45 | 41 | 37 |
| 16 | 3月未滿      | 39 | 81 | 61 | 53 | 65 | 53 | 49 | 45 | 41 |    |
|    | 3月以上6月未滿  | 39 | 82 | 62 | 54 | 66 | 54 | 50 | 46 | 42 |    |
|    | 6月以上9月未滿  | 39 | 83 | 63 | 55 | 67 | 55 | 51 | 47 | 43 |    |
|    | 9月以上12月未滿 | 39 | 84 | 64 | 56 | 68 | 56 | 52 | 48 | 44 |    |
|    | 12月以上     | 40 | 85 | 65 | 57 | 69 | 57 | 53 | 49 | 45 |    |
| 17 | 3月未滿      |    | 85 | 65 | 57 | 69 | 57 | 53 | 49 | 45 |    |
|    | 3月以上6月未滿  |    | 86 | 66 | 57 | 70 | 58 | 54 | 50 | 46 |    |
|    | 6月以上9月未滿  |    | 87 | 67 | 58 | 71 | 59 | 55 | 51 | 47 |    |
|    | 9月以上12月未滿 |    | 88 | 68 | 58 | 72 | 60 | 56 | 52 | 48 |    |
|    | 12月以上     |    | 89 | 69 | 59 | 73 | 61 | 57 | 53 | 49 |    |
| 18 | 3月未滿      |    | 89 | 69 | 59 | 73 | 61 | 57 | 53 | 49 |    |
|    | 3月以上6月未滿  |    | 90 | 70 | 59 | 74 | 62 | 58 | 54 | 50 |    |
|    | 6月以上9月未滿  |    | 91 | 71 | 60 | 75 | 63 | 59 | 55 | 51 |    |
|    | 9月以上12月未滿 |    | 92 | 72 | 60 | 76 | 64 | 60 | 56 | 52 |    |
|    | 12月以上     |    | 93 | 73 | 61 | 77 | 65 | 61 | 57 | 53 |    |
| 19 | 3月未滿      |    | 93 | 73 | 61 | 77 | 65 | 61 | 57 |    |    |
|    | 3月以上6月未滿  |    | 93 | 74 | 61 | 78 | 66 | 62 | 58 |    |    |
|    | 6月以上9月未滿  |    | 93 | 75 | 61 | 79 | 67 | 63 | 59 |    |    |
|    | 9月以上12月未滿 |    | 93 | 76 | 62 | 80 | 68 | 64 | 60 |    |    |
|    | 12月以上     |    | 93 | 77 | 62 | 81 | 69 | 65 | 61 |    |    |
| 20 | 3月未滿      |    |    | 77 | 62 | 81 | 69 | 65 | 61 |    |    |
|    | 3月以上6月未滿  |    |    | 78 | 62 | 82 | 70 | 66 | 62 |    |    |
|    | 6月以上9月未滿  |    |    | 79 | 63 | 83 | 71 | 67 | 63 |    |    |
|    | 9月以上12月未滿 |    |    | 80 | 63 | 84 | 72 | 68 | 64 |    |    |
|    | 12月以上     |    |    | 81 | 63 | 85 | 73 | 69 | 65 |    |    |
| 21 | 3月未滿      |    |    | 81 | 63 | 85 | 73 | 69 | 65 |    |    |
|    | 3月以上6月未滿  |    |    | 82 | 64 | 86 | 74 | 70 | 66 |    |    |
|    | 6月以上9月未滿  |    |    | 83 | 64 | 87 | 75 | 71 | 67 |    |    |
|    | 9月以上12月未滿 |    |    | 84 | 64 | 88 | 76 | 72 | 68 |    |    |
|    | 12月以上     |    |    | 85 | 65 | 89 | 77 | 73 | 69 |    |    |

|    |           |  |  |     |    |     |    |    |  |  |  |
|----|-----------|--|--|-----|----|-----|----|----|--|--|--|
| 22 | 3月未滿      |  |  | 85  | 65 | 89  | 77 | 73 |  |  |  |
|    | 3月以上6月未滿  |  |  | 86  | 65 | 90  | 78 | 74 |  |  |  |
|    | 6月以上9月未滿  |  |  | 87  | 66 | 91  | 79 | 75 |  |  |  |
|    | 9月以上12月未滿 |  |  | 88  | 66 | 92  | 80 | 76 |  |  |  |
|    | 12月以上     |  |  | 89  | 67 | 93  | 81 | 77 |  |  |  |
| 23 | 3月未滿      |  |  | 89  | 67 | 93  | 81 |    |  |  |  |
|    | 3月以上6月未滿  |  |  | 90  | 67 | 94  | 82 |    |  |  |  |
|    | 6月以上9月未滿  |  |  | 91  | 68 | 95  | 83 |    |  |  |  |
|    | 9月以上12月未滿 |  |  | 92  | 68 | 96  | 84 |    |  |  |  |
|    | 12月以上     |  |  | 93  | 69 | 97  | 85 |    |  |  |  |
| 24 | 3月未滿      |  |  | 93  | 69 | 97  | 85 |    |  |  |  |
|    | 3月以上6月未滿  |  |  | 94  | 70 | 98  | 86 |    |  |  |  |
|    | 6月以上9月未滿  |  |  | 95  | 71 | 99  | 87 |    |  |  |  |
|    | 9月以上12月未滿 |  |  | 96  | 72 | 100 | 88 |    |  |  |  |
|    | 12月以上     |  |  | 97  | 73 | 101 | 89 |    |  |  |  |
| 25 | 3月未滿      |  |  | 97  | 73 | 101 |    |    |  |  |  |
|    | 3月以上6月未滿  |  |  | 98  | 73 | 102 |    |    |  |  |  |
|    | 6月以上9月未滿  |  |  | 99  | 74 | 103 |    |    |  |  |  |
|    | 9月以上12月未滿 |  |  | 100 | 74 | 104 |    |    |  |  |  |
|    | 12月以上     |  |  | 101 | 75 | 105 |    |    |  |  |  |
| 26 | 3月未滿      |  |  | 101 | 75 | 105 |    |    |  |  |  |
|    | 3月以上6月未滿  |  |  | 102 | 75 | 106 |    |    |  |  |  |
|    | 6月以上9月未滿  |  |  | 103 | 76 | 107 |    |    |  |  |  |
|    | 9月以上12月未滿 |  |  | 104 | 76 | 108 |    |    |  |  |  |
|    | 12月以上     |  |  | 105 | 77 | 109 |    |    |  |  |  |
| 27 | 3月未滿      |  |  | 105 | 77 |     |    |    |  |  |  |
|    | 3月以上6月未滿  |  |  | 106 | 78 |     |    |    |  |  |  |
|    | 6月以上9月未滿  |  |  | 107 | 79 |     |    |    |  |  |  |
|    | 9月以上12月未滿 |  |  | 108 | 80 |     |    |    |  |  |  |
|    | 12月以上     |  |  | 109 | 81 |     |    |    |  |  |  |
| 28 | 3月未滿      |  |  | 109 | 81 |     |    |    |  |  |  |
|    | 3月以上6月未滿  |  |  | 110 | 82 |     |    |    |  |  |  |
|    | 6月以上9月未滿  |  |  | 111 | 83 |     |    |    |  |  |  |
|    | 9月以上12月未滿 |  |  | 112 | 84 |     |    |    |  |  |  |
|    | 12月以上     |  |  | 113 | 85 |     |    |    |  |  |  |
| 29 | 3月未滿      |  |  | 113 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 3月以上6月未滿  |  |  | 114 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 6月以上9月未滿  |  |  | 115 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 9月以上12月未滿 |  |  | 116 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 12月以上     |  |  | 117 |    |     |    |    |  |  |  |
| 30 | 3月未滿      |  |  | 117 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 3月以上6月未滿  |  |  | 118 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 6月以上9月未滿  |  |  | 119 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 9月以上12月未滿 |  |  | 120 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 12月以上     |  |  | 121 |    |     |    |    |  |  |  |
| 31 | 3月未滿      |  |  | 121 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 3月以上6月未滿  |  |  | 122 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 6月以上9月未滿  |  |  | 123 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 9月以上12月未滿 |  |  | 124 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 12月以上     |  |  | 125 |    |     |    |    |  |  |  |
| 32 | 3月未滿      |  |  | 125 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 3月以上6月未滿  |  |  | 125 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 6月以上9月未滿  |  |  | 125 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 9月以上12月未滿 |  |  | 125 |    |     |    |    |  |  |  |
|    | 12月以上     |  |  | 125 |    |     |    |    |  |  |  |

附則別表第3

| 旧号俸 | 新 級       | 9級 | 10級 |
|-----|-----------|----|-----|
|     | 経過期間      |    |     |
| 1   | 3月未満      | 1  | 1   |
|     | 3月以上6月未満  | 1  | 1   |
|     | 6月以上9月未満  | 1  | 1   |
|     | 9月以上12月未満 | 1  | 1   |
|     | 12月以上     | 1  | 1   |
| 2   | 3月未満      | 1  | 1   |
|     | 3月以上6月未満  | 1  | 1   |
|     | 6月以上9月未満  | 1  | 1   |
|     | 9月以上12月未満 | 1  | 1   |
|     | 12月以上     | 1  | 1   |
| 3   | 3月未満      | 1  | 1   |
|     | 3月以上6月未満  | 1  | 1   |
|     | 6月以上9月未満  | 1  | 1   |
|     | 9月以上12月未満 | 1  | 1   |
|     | 12月以上     | 1  | 1   |
| 4   | 3月未満      | 1  | 1   |
|     | 3月以上6月未満  | 1  | 1   |
|     | 6月以上9月未満  | 1  | 1   |
|     | 9月以上12月未満 | 1  | 1   |
|     | 12月以上     | 1  | 1   |
| 5   | 3月未満      | 1  | 1   |
|     | 3月以上6月未満  | 1  | 1   |
|     | 6月以上9月未満  | 1  | 1   |
|     | 9月以上12月未満 | 1  | 1   |
|     | 12月以上     | 1  | 1   |
| 6   | 3月未満      | 1  | 1   |
|     | 3月以上6月未満  | 1  | 1   |
|     | 6月以上9月未満  | 1  | 1   |
|     | 9月以上12月未満 | 1  | 1   |
|     | 12月以上     | 1  | 1   |
| 7   | 3月未満      | 1  | 1   |
|     | 3月以上6月未満  | 2  | 1   |
|     | 6月以上9月未満  | 3  | 1   |
|     | 9月以上12月未満 | 4  | 1   |
|     | 12月以上     | 5  | 1   |
| 8   | 3月未満      | 5  | 1   |
|     | 3月以上6月未満  | 6  | 1   |
|     | 6月以上9月未満  | 7  | 1   |
|     | 9月以上12月未満 | 8  | 1   |
|     | 12月以上     | 9  | 1   |
| 9   | 3月未満      | 9  | 1   |
|     | 3月以上6月未満  | 10 | 1   |
|     | 6月以上9月未満  | 11 | 1   |
|     | 9月以上12月未満 | 12 | 1   |
|     | 12月以上     | 13 | 1   |
| 10  | 3月未満      | 13 | 1   |
|     | 3月以上6月未満  | 14 | 1   |
|     | 6月以上9月未満  | 15 | 1   |
|     | 9月以上12月未満 | 16 | 1   |
|     | 12月以上     | 17 | 1   |

|    |           |    |    |
|----|-----------|----|----|
| 11 | 3月未満      | 17 | 1  |
|    | 3月以上6月未満  | 18 | 1  |
|    | 6月以上9月未満  | 19 | 1  |
|    | 9月以上12月未満 | 20 | 1  |
|    | 12月以上     | 21 | 1  |
| 12 | 3月未満      | 21 | 1  |
|    | 3月以上6月未満  | 22 | 2  |
|    | 6月以上9月未満  | 23 | 3  |
|    | 9月以上12月未満 | 24 | 4  |
|    | 12月以上     | 25 | 5  |
| 13 | 3月未満      | 25 | 5  |
|    | 3月以上6月未満  | 26 | 6  |
|    | 6月以上9月未満  | 27 | 7  |
|    | 9月以上12月未満 | 28 | 8  |
|    | 12月以上     | 29 | 9  |
| 14 | 3月未満      | 29 | 9  |
|    | 3月以上6月未満  | 30 | 10 |
|    | 6月以上9月未満  | 31 | 11 |
|    | 9月以上12月未満 | 32 | 12 |
|    | 12月以上     | 33 | 13 |
| 15 | 3月未満      | 33 | 13 |
|    | 3月以上6月未満  | 34 | 13 |
|    | 6月以上9月未満  | 35 | 13 |
|    | 9月以上12月未満 | 36 | 14 |
|    | 12月以上     | 37 | 14 |

別表第1

| 職員の区分 | 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     | 8 級     | 9 級     | 10 級    |
|-------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 号 俸  | 俸給月額    | 俸給月額    | 俸給月額    | 俸給月額    | 俸給月額    | 俸給月額    | 俸給月額    | 俸給月額    | 俸給月額    | 俸給月額    |
|       |      | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|       | 1    | 144,100 | 194,000 | 230,000 | 263,000 | 288,900 | 319,200 | 362,900 | 408,100 | 458,400 | 521,700 |
|       | 2    | 145,200 | 195,800 | 231,600 | 264,900 | 291,100 | 321,400 | 365,500 | 410,500 | 461,500 | 524,600 |
|       | 3    | 146,400 | 197,600 | 233,100 | 266,700 | 293,400 | 323,700 | 367,900 | 413,000 | 464,500 | 527,700 |
|       | 4    | 147,500 | 199,400 | 234,700 | 268,800 | 295,500 | 325,900 | 370,500 | 415,400 | 467,500 | 530,800 |
|       | 5    | 148,600 | 200,900 | 236,100 | 270,500 | 297,400 | 328,100 | 372,400 | 417,300 | 470,500 | 533,900 |
|       | 6    | 149,700 | 202,700 | 237,800 | 272,400 | 299,700 | 330,100 | 374,900 | 419,600 | 473,500 | 536,200 |
|       | 7    | 150,800 | 204,500 | 239,300 | 274,300 | 302,000 | 332,300 | 377,200 | 421,700 | 476,500 | 538,700 |
|       | 8    | 151,900 | 206,300 | 240,900 | 276,400 | 304,200 | 334,500 | 379,700 | 423,900 | 479,600 | 541,100 |
|       | 9    | 153,000 | 207,900 | 242,100 | 278,400 | 306,100 | 336,400 | 382,100 | 425,900 | 482,300 | 543,500 |
|       | 10   | 154,400 | 209,700 | 243,600 | 280,400 | 308,400 | 338,600 | 384,800 | 428,000 | 485,400 | 545,300 |
|       | 11   | 155,700 | 211,500 | 245,200 | 282,500 | 310,600 | 340,600 | 387,400 | 430,100 | 488,400 | 547,100 |
|       | 12   | 157,000 | 213,300 | 246,600 | 284,500 | 312,900 | 342,800 | 390,100 | 432,200 | 491,500 | 549,000 |
|       | 13   | 158,300 | 214,700 | 248,100 | 286,500 | 315,000 | 344,600 | 392,500 | 433,900 | 494,200 | 550,700 |
|       | 14   | 159,800 | 216,500 | 249,600 | 288,600 | 317,100 | 346,600 | 394,800 | 435,700 | 496,500 | 552,100 |
|       | 15   | 161,300 | 218,200 | 250,900 | 290,600 | 319,300 | 348,600 | 397,000 | 437,700 | 498,800 | 553,400 |
|       | 16   | 162,900 | 220,000 | 252,300 | 292,600 | 321,400 | 350,600 | 399,400 | 439,700 | 501,100 | 554,500 |
|       | 17   | 164,200 | 221,700 | 253,800 | 294,400 | 323,300 | 352,300 | 401,200 | 441,600 | 503,200 | 555,800 |
|       | 18   | 165,700 | 223,400 | 255,400 | 296,400 | 325,300 | 354,300 | 403,200 | 443,400 | 504,600 | 556,800 |
|       | 19   | 167,200 | 225,000 | 257,100 | 298,500 | 327,300 | 356,100 | 405,100 | 445,200 | 506,100 | 557,700 |
|       | 20   | 168,700 | 226,600 | 258,900 | 300,500 | 329,300 | 358,000 | 406,900 | 446,900 | 507,500 | 558,600 |
|       | 21   | 170,100 | 228,000 | 260,500 | 302,400 | 331,000 | 359,900 | 408,800 | 448,700 | 508,700 | 559,500 |
|       | 22   | 172,800 | 229,700 | 262,300 | 304,500 | 333,100 | 361,800 | 410,600 | 450,200 | 510,100 |         |
|       | 23   | 175,400 | 231,300 | 264,000 | 306,500 | 335,100 | 363,800 | 412,400 | 451,600 | 511,600 |         |
|       | 24   | 178,000 | 232,900 | 265,700 | 308,600 | 337,200 | 365,700 | 414,300 | 453,100 | 513,100 |         |
|       | 25   | 180,700 | 234,000 | 267,600 | 310,300 | 338,600 | 367,700 | 416,100 | 454,500 | 514,200 |         |
|       | 26   | 182,400 | 235,500 | 269,500 | 312,400 | 340,500 | 369,600 | 417,600 | 455,800 | 515,300 |         |
|       | 27   | 184,000 | 236,900 | 271,300 | 314,400 | 342,400 | 371,600 | 419,100 | 457,100 | 516,500 |         |
|       | 28   | 185,700 | 238,200 | 273,100 | 316,400 | 344,300 | 373,600 | 420,700 | 458,300 | 517,700 |         |
|       | 29   | 187,200 | 239,500 | 274,800 | 318,100 | 345,900 | 375,100 | 422,300 | 459,300 | 518,700 |         |
|       | 30   | 188,900 | 240,700 | 276,700 | 320,100 | 347,800 | 376,900 | 423,600 | 460,000 | 519,600 |         |
|       | 31   | 190,700 | 241,700 | 278,600 | 322,200 | 349,700 | 378,700 | 424,900 | 460,800 | 520,500 |         |
|       | 32   | 192,400 | 242,900 | 280,300 | 324,300 | 351,500 | 380,300 | 426,100 | 461,500 | 521,400 |         |
|       | 33   | 194,000 | 244,200 | 281,800 | 325,500 | 353,400 | 382,100 | 427,300 | 462,200 | 522,200 |         |
|       | 34   | 195,400 | 245,300 | 283,700 | 327,500 | 355,200 | 383,500 | 428,600 | 463,000 | 523,100 |         |
|       | 35   | 196,900 | 246,500 | 285,500 | 329,400 | 357,000 | 385,000 | 429,900 | 463,700 | 523,800 |         |
|       | 36   | 198,400 | 247,800 | 287,400 | 331,500 | 358,700 | 386,600 | 431,100 | 464,300 | 524,300 |         |
|       | 37   | 199,700 | 248,700 | 289,000 | 333,400 | 360,100 | 388,000 | 432,300 | 464,800 | 525,000 |         |
|       | 38   | 201,000 | 250,100 | 290,700 | 335,300 | 361,400 | 389,200 | 433,100 | 465,400 | 525,600 |         |
|       | 39   | 202,200 | 251,500 | 292,500 | 337,300 | 362,800 | 390,400 | 433,900 | 466,000 | 526,400 |         |
|       | 40   | 203,500 | 252,900 | 294,300 | 339,200 | 364,200 | 391,500 | 434,700 | 466,600 | 527,000 |         |



|            |    |         |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
|------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
|            | 41 | 204,800 | 254,300 | 295,800 | 341,100 | 365,500 | 392,600 | 435,300 | 467,100 | 527,500 |  |
|            | 42 | 206,100 | 255,700 | 297,500 | 343,000 | 366,400 | 393,800 | 436,000 | 467,600 |         |  |
|            | 43 | 207,400 | 257,100 | 299,000 | 344,800 | 367,500 | 395,000 | 436,700 | 468,000 |         |  |
|            | 44 | 208,700 | 258,400 | 300,600 | 346,700 | 368,600 | 396,100 | 437,400 | 468,300 |         |  |
|            | 45 | 209,800 | 259,600 | 302,200 | 348,200 | 369,400 | 396,800 | 438,200 | 468,600 |         |  |
|            | 46 | 211,100 | 260,900 | 303,900 | 349,600 | 370,300 | 397,500 | 439,000 |         |         |  |
|            | 47 | 212,400 | 262,300 | 305,500 | 351,100 | 371,200 | 398,200 | 439,400 |         |         |  |
|            | 48 | 213,700 | 263,600 | 307,200 | 352,600 | 372,100 | 398,900 | 440,100 |         |         |  |
|            | 49 | 214,800 | 264,700 | 308,100 | 354,200 | 373,000 | 399,500 | 440,600 |         |         |  |
|            | 50 | 215,900 | 265,800 | 309,600 | 355,000 | 373,800 | 400,100 | 441,000 |         |         |  |
|            | 51 | 216,900 | 267,100 | 311,100 | 356,200 | 374,600 | 400,600 | 441,400 |         |         |  |
|            | 52 | 218,000 | 268,400 | 312,700 | 357,200 | 375,400 | 401,000 | 441,800 |         |         |  |
|            | 53 | 219,100 | 269,400 | 314,300 | 358,100 | 376,100 | 401,400 | 442,200 |         |         |  |
|            | 54 | 220,100 | 270,500 | 315,900 | 359,200 | 376,800 | 401,700 | 442,600 |         |         |  |
|            | 55 | 221,000 | 271,800 | 317,500 | 360,100 | 377,500 | 402,000 | 443,000 |         |         |  |
|            | 56 | 222,000 | 273,100 | 319,000 | 361,200 | 378,200 | 402,300 | 443,300 |         |         |  |
|            | 57 | 222,400 | 274,000 | 320,500 | 362,100 | 378,700 | 402,600 | 443,600 |         |         |  |
|            | 58 | 223,300 | 275,000 | 321,700 | 362,800 | 379,300 | 402,900 | 444,000 |         |         |  |
|            | 59 | 224,100 | 275,900 | 322,900 | 363,500 | 379,900 | 403,200 | 444,300 |         |         |  |
|            | 60 | 224,900 | 277,000 | 324,100 | 364,200 | 380,600 | 403,500 | 444,600 |         |         |  |
| 再任用職員以外の職員 | 61 | 225,600 | 278,100 | 324,800 | 364,600 | 381,000 | 403,800 | 444,900 |         |         |  |
|            | 62 | 226,600 | 279,100 | 325,700 | 365,200 | 381,700 | 404,100 |         |         |         |  |
|            | 63 | 227,400 | 280,000 | 326,500 | 365,900 | 382,300 | 404,400 |         |         |         |  |
|            | 64 | 228,300 | 281,000 | 327,300 | 366,600 | 382,900 | 404,700 |         |         |         |  |
|            | 65 | 229,000 | 281,500 | 328,200 | 366,900 | 383,300 | 405,000 |         |         |         |  |
|            | 66 | 229,800 | 282,400 | 328,600 | 367,600 | 383,900 | 405,300 |         |         |         |  |
|            | 67 | 230,700 | 283,100 | 329,300 | 368,300 | 384,500 | 405,600 |         |         |         |  |
|            | 68 | 231,700 | 284,000 | 330,100 | 369,000 | 385,100 | 405,900 |         |         |         |  |
|            | 69 | 232,400 | 285,000 | 330,900 | 369,300 | 385,500 | 406,100 |         |         |         |  |
|            | 70 | 233,100 | 285,800 | 331,600 | 369,900 | 386,000 | 406,400 |         |         |         |  |
|            | 71 | 233,700 | 286,600 | 332,300 | 370,600 | 386,500 | 406,700 |         |         |         |  |
|            | 72 | 234,500 | 287,400 | 333,000 | 371,200 | 387,100 | 407,000 |         |         |         |  |
|            | 73 | 235,300 | 288,200 | 333,500 | 371,500 | 387,400 | 407,200 |         |         |         |  |
|            | 74 | 236,000 | 288,700 | 334,100 | 372,100 | 387,800 | 407,500 |         |         |         |  |
|            | 75 | 236,700 | 289,100 | 334,600 | 372,800 | 388,200 | 407,800 |         |         |         |  |
|            | 76 | 237,300 | 289,600 | 335,200 | 373,400 | 388,600 | 408,000 |         |         |         |  |
|            | 77 | 238,000 | 289,800 | 335,500 | 373,800 | 388,900 | 408,200 |         |         |         |  |
|            | 78 | 238,800 | 290,100 | 336,000 | 374,300 | 389,200 | 408,500 |         |         |         |  |
|            | 79 | 239,600 | 290,300 | 336,400 | 374,900 | 389,500 | 408,800 |         |         |         |  |
|            | 80 | 240,300 | 290,700 | 336,900 | 375,400 | 389,800 | 409,000 |         |         |         |  |
|            | 81 | 240,800 | 290,900 | 337,300 | 375,900 | 390,000 | 409,200 |         |         |         |  |
|            | 82 | 241,500 | 291,100 | 337,800 | 376,500 | 390,300 | 409,500 |         |         |         |  |
|            | 83 | 242,200 | 291,500 | 338,300 | 377,000 | 390,600 | 409,800 |         |         |         |  |
|            | 84 | 242,900 | 291,800 | 338,800 | 377,300 | 390,800 | 410,000 |         |         |         |  |
|            | 85 | 243,500 | 292,100 | 339,100 | 377,700 | 391,000 | 410,200 |         |         |         |  |
|            | 86 | 244,200 | 292,400 | 339,500 | 378,200 | 391,300 |         |         |         |         |  |
|            | 87 | 244,900 | 292,700 | 340,000 | 378,600 | 391,600 |         |         |         |         |  |
|            | 88 | 245,600 | 293,100 | 340,400 | 379,000 | 391,800 |         |         |         |         |  |

|       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 89    | 246,100 | 293,400 | 340,700 | 379,400 | 392,000 |         |         |         |         |         |  |
| 90    | 246,600 | 293,800 | 341,100 | 379,900 | 392,300 |         |         |         |         |         |  |
| 91    | 246,900 | 294,100 | 341,600 | 380,300 | 392,600 |         |         |         |         |         |  |
| 92    | 247,300 | 294,500 | 342,000 | 380,700 | 392,800 |         |         |         |         |         |  |
| 93    | 247,600 | 294,700 | 342,200 | 381,000 | 393,000 |         |         |         |         |         |  |
| 94    |         | 294,900 | 342,600 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 95    |         | 295,200 | 343,100 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 96    |         | 295,600 | 343,500 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 97    |         | 295,800 | 343,700 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 98    |         | 296,100 | 344,100 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 99    |         | 296,500 | 344,500 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 100   |         | 296,900 | 344,800 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 101   |         | 297,100 | 345,100 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 102   |         | 297,400 | 345,500 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 103   |         | 297,800 | 345,900 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 104   |         | 298,100 | 346,300 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 105   |         | 298,300 | 346,800 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 106   |         | 298,600 | 347,200 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 107   |         | 299,000 | 347,600 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 108   |         | 299,300 | 348,000 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 109   |         | 299,500 | 348,500 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 110   |         | 299,900 | 348,900 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 111   |         | 300,300 | 349,200 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 112   |         | 300,600 | 349,500 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 113   |         | 300,800 | 350,000 |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 114   |         | 301,000 |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 115   |         | 301,300 |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 116   |         | 301,700 |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 117   |         | 301,900 |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 118   |         | 302,100 |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 119   |         | 302,400 |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 120   |         | 302,700 |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 121   |         | 303,100 |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 122   |         | 303,300 |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 123   |         | 303,600 |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 124   |         | 303,900 |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 125   |         | 304,200 |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 再任用職員 | 187,700 | 215,200 | 255,200 | 274,600 | 289,700 | 315,100 | 356,800 | 389,900 | 441,000 | 521,400 |  |

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、185,200円とする。

## 別表第2（第4条第2項関係）

## 級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務                                |
|------|---------------------------------------|
| 1    | 定期的な業務を行う職務若しくは知識及び経験を必要とする業務を行う職務    |
| 2    | 専門職の職務又は高度な知識及び経験を必要とする業務を行う職務        |
| 3    | 専門官の職務又は知識及び経験を有する専門職の職務              |
| 4    | 知識及び経験を有する専門官の職務                      |
| 5    | 高度な知識及び経験を有する専門官の職務                   |
| 6    | 課長又は上席専門官の職務若しくは特に高度な知識及び経験を有する専門官の職務 |
| 7    | 札幌事務所長の職務若しくは知識及び経験を有する課長又は上席専門官の職務   |
| 8    | 事務局長の職務若しくは知識及び経験を有する札幌事務所長の職務        |
| 9    | 知識及び経験を有する事務局長の職務                     |
| 10   | 特に高度な知識及び経験を有する事務局長の職務                |